

ビジネスサポートQ&A

BUSINESS SUPPORT Q&A

法律



<著者>Profile

弁護士 橋本 昭夫

昭和47年に現在の橋本・大川合同法律事務所を開設。

以来、上場企業をはじめとする数多くの企業の顧問弁護士に就任し、労働問題や債権回収、M&A、民事再生事件など、企業を取り巻く様々な法律問題の解決に携わっている。

札幌商工会議所中小企業相談所専門相談員

が、これは特別受益として考慮してもら

Q

そのようにして計算すると、妹様の具体的な相続分は〇円となり、あなたの具体的な相続分は二百四十万円になります。

A 贈与があつた六百万円が「特別受
益」として認められれば、その贈
与を計算上相続財産に戻す（持戻し）こ

でしょうか？

不公平に思います。こういった場合でも法定相続分通りに分けないと困るの

妹は、父から生前に生活費として六百万円ももらっています。

Q 先日、父が亡くなりました。相続
人は母と私と弟と妹の四人です。父が残した財産は、諸々含めておよそ

特別受益と寄与分

えないのでしょうか？

は、「特別受益」とされる」とは難しいでしょ。

橋本・大川合同法律事務所
札幌市中央区北四条
西二丁目一ー八
○一ー六三ーー三〇〇

しかし、寄与分は、「被相続人の財産の維持または増加に特別の寄与をした」場合にしか認められません。

療養看護についてみると、通常の療養看護は親族間の扶養義務の一環ですので、単に一生懸命世話をしたというだけで「特別の寄与」とはいえません。また事業を手伝ったという点についてみても報酬を十分にもらっていたり、無償で同居して賃料の支払いを免れていた場合には、財産の維持または増加に寄与していないなどの理由から、寄与分が認められないこともあります。

特別受益や寄与分に当たるか否かの判断には法的な評価が必要ですので、一度弁護士に相談するのがよいでしょう。